文教常任委員会

本委員会における審査の経過及び結果について報告する。

●宇城市立体育館条例等の一部を改正する条例の制定について

「現行の条例では義務教育課程においても市立体育館の使用料を徴収しているが、今回の改正はその使用料を免除するという主旨の改正か」とただしたところ、「体育館等の社会教育施設については、合併前は各町それぞれ減免措置があったが、合併時にその措置を撤廃した。ところが、他市町には減免措置があり、本市での小中学生の各種大会において社会教育施設を使用した場合には使用料を徴収することに対して不均衡が生じているので、今回、国、県民体育祭、あるいは小中学校体育連盟での使用について、使用料を減免する措置を講じるための改正である」との答弁があった。

●平成18年度宇城市一般会計補正予算（第5号）について

「減額補正の中で、小中学校費の扶助費が増額となっている。かなりの対象者がいると聞くが、その現状及び対象となる条件は何か」との質疑に対し、「扶助費は家庭的、経済的に就学が困難な家庭の子どもへの扶助である。一般的に児童扶養手当を受給している家庭、国民年金あるいは市税を減免された家庭、その他経済的に大変厳しい家庭が主な条件で、現在、小中学校あわせて482人が認定を受けて扶助費を受給している」との答弁があった。

●平成19年度宇城市一般会計予算について

○中学校費について

「三角中学校は校舎裏が切土法面により風通しが悪く、さらに太陽の照り返しによって、夏場の気温が高くなりやすく、昨年のデータによると午前11時には33℃に達している状況にある。これでは生徒も授業に集中を欠くことになり、早急な調査が必要と思うが、対策は考えているのか」とただしたところ、執行部から「体育館については、本年度予算に業務用扇風機の購入を予算措置している。しかし、教室については聞き及んでいないので、早急に調査確認し、検討したい」との答弁であった。

三角中学校校舎裏の法面

○語学指導費について

「5人のＡＬＴを3人に減員した理由は何か」との質疑に対し、執行部から「ＡＬＴはこれまで旧町にひとりずつ各中学校の英語指導助手として配置してきた。しかしながら、英語指導助手として十分な交流ができない部分があることに、市の予算削減もあり、ＡＬＴ3人を教育委員会に配置し、学校との計画を立てた後、各学校に出向する新たな体制で取り組むということで削減をしている」との答弁があった。

さらに「国際交流事業についても派遣対象者を削減することになっているが、教育特区を進める中で国際化を身に付ける子どもを育成する取り組みに対し、逆行しているように思うがどうか。自己負担を増額し、対象者数の維持あるいは増員といった対応はできないのか」とただしたところ、「国際交流の派遣は、年度予算の許す範囲としており、19年度は5人に削減しているが、予算の見通しがつき次第、対象を中学生から小学生に範囲を拡大することも視野に入れ、検討したい」との答弁であった。

以上、本委員会の審査の経過と結果の報告とする。

一般質問

永木 伸一 議員

庁舎建設事業について

問　市民には、事業の必要性や財政的なこと等の重要事項が十分に伝わっていない。市長の思いをお聞かせいただきたい。

市長　長期的視野に立った事務の効率化と市民サービスの向上を目指して本庁集約を基本とした組織改革に取り組んでいる。特に議会と行政とは、一定の距離を持って運営されるのが理想的であるとの考えで、庁舎別棟建設を決断した。一方、三角支所、豊野支所は、災害時に危機管理的な中枢機能を発揮し、住民の避難場所としても利用できる庁舎が必要であると合併協議会で結論が出され、基金が拠出されている。市の財政状況も危機的な運営が予想される中で、国県補助金、合併特例債を有効に活用し、将来の財政負担を軽減できるこの時期に建設することが有利だと判断した。

宇城市の振興策について

問　元気で活力に満ちたまちづくりを進める中では、それぞれの町の特性を活かしながら進めることが大切だと思うが、市の考えは。

企画部次長　具体的な地域活性化策としては、まちづくり長期戦略プロジェクトに掲げられた事業を中心に進めている。豊野地区は、鐙ヶ池萩尾ため池周辺整備構想。松橋地区は、道の駅と併設した農産物等の直売所建設。不知火地区は、ＪＲ松橋駅を中心とした駅周辺整備構想。小川地区は、スマートインターチェンジ建設と併せて、民間活力による工業団地造成。さらにサッカーアカデミー誘致。三角地区は、三角港港湾計画の見直し案作成と併せて、実効性のある活性化策に取り組みたく準備を進めている。

スマートインターチェンジ建設予定地の小川バス停

財政状況について

問　5年後、10年後の市の財政状況は。

総務部長　大まかな見通しとして、歳入は一般財源が5年後は10億円、10年後は15億円程度の減額が想定される。また、歳出も公債費が伸び、5年後の償還額が45億円程度、10年後の償還額が49億円程度と見込んでいる。今後、市の財政力に応じた行政運営の確立が緊急課題となってきており、制度、施策、仕組みの徹底した見直しを行うとともに、民間の活力を導入しながら歳出削減に向けて行財政改革を急ピッチで進めていきたい。

徳永 雄一 議員

自治基本条例の制定について

問　北海道のニセコまちづくり基本条例を手始めに、各地で自治基本条例が制定されている。本市においても、分権の時代にふさわしい地域固有のローカルルールである自治基本条例の制定の必要性を感じるが、市長の考えは。

市長　地方自治体を取り巻く環境が大きく変化し、地方分権が進展する中で、特色ある自治体運営を行うことが求められている。自治基本条例は、自治を進めていく上で基本となる事項を網羅的に規定するとともに、他の条例や基本構想及び総合計画等を策定する場合の原則を定めるため、市の憲法とも言える条例である。条例の策定については、他の自治体の動向を見極めながら進めていきたい。

財政問題について

問　平成18年度の一般会計市債残高、特別会計の市債残高は合計いくらか。また、市民1人当たりの借金額、経常収支比率はどうなっているか。

総務部長　平成18年度末の見込額は、一般会計365億円、特別会計213億円で、1人当たりでは90万円になる。経常収支比率は15年度87・4％、16年度93％、17年度93・2％となっている。

問　合併当初の基金残高と財政調整基金残高はいくらで、現在の残高はいくらか。また、今後の償還のピーク時の公債費比率は何％になるのか。

総務部長　財政調整基金は16億３８００万円を持ち寄り、18年度末見込みが14億２５００万円、減債基金は6億円を持ち寄り、現在高もほぼ同額となっている。合併特例債を含めた償還のピークは26年度で償還額が50億円、公債費比率15・3％を見込んでいる。